

11 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

区分	分	列番号		(1)
		行番号	数量・件数	
引取数量	①	010	381,340	912
	②	020	133,746	
	③	030	247,594	
特別徴収	1/100	040	2,449	8
	0.3/100	050	8	
元売業者	計	060	2,457	2,457
	計	070	245,137	
燃料炭化水素油の販売量 (法144の2③)		080	0	0
		090	0	
申告	課税対象とならない数量	100	1,491	1,491
	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 (法144の2④)	110	0	
納付	課税対象とならない数量	120	0	0
	炭化水素油の消費量(法144の2⑤)	130	0	
等	課税対象とならない数量	140	0	0
	みなす課税された軽油の消費・譲渡 (法144の3①V)	150	0	
の	課税対象とならない数量	160	0	0
	みなす課税された軽油の輸入 (法144の3①VI)	170	1,210	
分	その他	180	23	23
	課税対象とならない数量	190	2,701	
計	計	200	23	23
	課税対象とならない数量の計	210	2,678	
合	課税標準量⑥-⑦	220	2,678	2,678
	計⑤+⑧	230	247,815	

区分	分	列番号		(1)
		行番号	数量・件数	
元売業者	本店の数	230	0	0
	登録数	240	12	
	事務所等の数	250	12	
特約業者	本店の数	260	35	35
	登録数	270	43	
	事務所等の数	280	145	
計	本店の数	290	35	35
	登録数	300	55	
	事務所等の数	310	157	
仮特約業者	本店の数	320	0	0
	事務所等の数	330	0	
その他の者	本店の数	340	0	0
	事務所等の数	350	0	

- (注) 1 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまふとされる軽油の数量をいう(法144の14③)。
- 2 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)、元売業者の自己消費(法144の3①II)、免税軽油の譲渡(法144の3①III)、免税軽油の用途外使用(法144の3①IV)によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給(法144の2②④)(法144の2⑤⑤の準用含む)により課税された軽油の合計数量をいう。
- 3 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量(法144の2⑥)、特約業者の自己消費(法144の3①I)及び元売業者の自己消費(法144の3①II)によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調



区分	列番号	(1) 免稅輕油 使用量 (k l)	(2) 数量 (k l)	(3) みなす課税		(4) 引取課税		(5) 普通徴収		(6) 通告処分・告発		
				件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	
法第百四十四條の五	9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61
輸出	010	3	3,731	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国船種の船舶の給用品	020	3	3,731									
その他	030											
課税済み	040	24	62,878									
小計 ^㉔	050	27	66,609	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石油化学製品製造業	060	1	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エチレン等の原料の用途	070	1	31									
ポリプロピレンの製造工程等	080											
船舶	090	1,016	35,969	35	249	0	0	3	4	0	0	0
漁船	100	656	3,024	25	135			3	4			
自衛隊	110	1	17,480									
海上保安庁	120	5	894									
その他	130	354	14,571	10	114							
法第百四十四條の五												
法第百四十四條の六												
法第百四十四條の七												

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)



区分	列番号	(1) 免稅輕油 使用者數等 (k l)	(2) 數量 (k l)	(3) みなす課稅		(4) 引取課稅		(5) 普通徵取		(6) 通告処分・告発	
				件數	稅額 (千円)	件數	稅額 (千円)	件數	稅額 (千円)	件數	稅額 (千円)
	9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	61
第一號	1	4	0	1,491							
第二號	1	5	0								
第三號	1	6	0								
第四號	1	7	0								
第十條	1	8	0								
第十一條	1	9	0	1,510	1	2	0	0	0	0	0
第十二條	2	0	0	1	4						
第十四條	2	1	0	11	63						
第十五條	2	2	0	3	11						
第十七條	2	3	0								
第十八條	2	4	0	1,495	1	2					
第十九條	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第二十條	2	6	0								
第二十一條	2	7	0								
第二十二條	2	8	0								
第二十三條	2	9	0								

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)



法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	第 五 号 四 條	区 分	列 番 号	(1)		(2)	(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)		(9)		(10)	
				免 税 軽 油 使 用 者 数 等 (k l)	①		数 量 (k l)	②	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)		件 数
		セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	9	12	19	53	27	32	16	38	41	46	50	55	57	61						
		生コンクリート製造業	3	0	5			2														
		電気供給業	3	1	2	1,752																
		鉱物の採掘事業	3	2	29	7,002																
		とび・土工事業	3	3	11	720																
		鉱さい・パラス製造業	3	4																		
		港湾運送業	3	5	11	1,209																
		倉庫業	3	6																		
		貨物利用運送事業	3	7																		
			3	8																		

(2) 課税免除措置の対象となる
軽油に関する調
(つづき)



区 分	列 番 号	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)		(9)		(10)	
		免 税 軽 油 使 用 者 数 等 (k l)	数 量 (k l)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	件 数	税 額 (千 円)	通 告 処 分 ・ 告 発 税 額 (千 円)	税 額 (千 円)
	9	12	19	27	32	38	41	46	50	55	57	61									
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	3 9 0																				
	4 0 0	8	1,068	1	3																
	4 1 0	4	119	1	9	0	0	0	0	0	0	0									
	4 2 0																				
	4 3 0	4	119	1	9																
	4 4 0																				
	4 5 0	2	60																		
	4 6 0																				
	4 7 0																				
	4 8 0																				
	4 9 0																				
	5 0 0																				
	5 1 0	2,608	50,799	40	279	0	0	0	3	4	0	0									
	5 2 0																				
	5 3 0																				
	5 4 0	7	16,338																		
	5 5 0																				
	5 6 0	2,642	133,746	40	279	0	0	0	3	4	0	0									
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 五 項 関 係 ③																					
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 六 項 関 係 ④																					
ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係 ⑤																					
外 国 公 館 等 の 使 用 ボ イ ラ ー 関 係 ⑥																					
合 計 ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥																					